

用途の類似性（需要側視点）に基づく分類体系の構築について

生産物分類の分類構成については、「生産物分類策定の基本的な考え方」（平成 29 年 10 月 25 日 総務省政策統括官（統計基準担当）室）において、以下のとおり整理がされている。

6 分類構成

最下層の分類項目数は、SUTにおける生産額推計の基礎となる項目数を確保できる程度の粒度を見込む。

中上位分類の構成については、用途の類似性（需要側視点）に基づく分類体系とし、生産物の代替性に加え補完性も考慮して分類を構築する。具体的な中上位分類の構築方法については、個別分野の生産物分類の検討と並行して検討を進める。

分類コードの付与ルールについては、中上位分類の構築方法と併せて検討を進めることとし、それまでの間は、作業用として暫定作業用分類コードを設定する。

「生産物分類策定の基本的な考え方」

（平成 29 年 10 月 25 日 総務省政策統括官（統計基準担当）室）

事務局では、すでに作成をしているサービス分野及び財分野の一部（製造業及び卸売業、小売業を除く産業分野に係る生産物）の生産物分類について、用途の類似性（需要側視点）に基づく分類体系を構築するため、アメリカ、カナダ、メキシコの北米 3 か国が用途の類似性による分類を指向して作成した、北米生産物分類システム（NAPCS:North American Product Classification System）（以下「NAPCS」という。）の大分類及び中分類を上位分類として、これらの下に生産物分類の統合分類及び詳細分類を連ねるというやり方で素案を作成している。

【用途の類似性（需要側視点）に基づく分類体系の構築作業】

用途の類似性（需要側視点）に基づく分類体系の構築にあたっては、生産物分類が NAPCS の大分類及び中分類のどの分類項目に対応するかを人手で一つ一つ確認しながら、作成作業を行っている。

現時点における分類体系の構築状況については、「資料 2 - 2 用途の類似性（需要側視点）に基づく分類体系の構築素案（NAPCS の降順）」及び「資料 2 - 3 用途の類似性（需要側視点）に基づく分類体系の構築素案（生産物分類の降順）」を参照されたい。

- 資料 2 - 2 用途の類似性（需要側視点）に基づく分類体系の構築素案（NAPCS の降順）
NAPCS の分類符号の降順に配列をしている。

○ 資料 2-3 用途の類似性(需要側視点)に基づく分類体系の構築素案(生産物分類の降順)

生産物分類の暫定分類コードの降順(財分野(製造業及び卸売業、小売業を除く産業分野)及びサービス分野の生産物分類の降順)に配列をしている。

〔素案作成における課題〕

1 統合分類の分割について

生産物分類をNAPCSの大分類及び中分類に対応させようとした場合、生産物分類の統合分類を分割しなければならない場合が生じてしまう。このような分割の対象となる統合分類は41項目であるが、これらは101もの統合分類に分割がされてしまう。また、これに伴い、一部の詳細分類についても、2項目が4項目に分割されてしまう。分割による分類項目数の変化については以下の表のとおりである。

		統合分類数			詳細分類数		
		財分野	サービス分野	財分野	サービス分野	サービス分野	
現時点での生産物分類数	(A)	480	78	402	1357	569	788
NAPCSに対応させた際 の生産物分類数	(B)	540	84	456	1359	570	789
差(分割された分類数)	(C=B-A)	60	6	54	2	1	1

(統合分類及び詳細分類の分割例)

NAPCS 分類項目			生産物分類		
大分類	中分類	小分類	修正案		現時点
17 住宅及び関連生産物	171 住居用建物及び関連生産物	17105 住居用建物サービス(建設サービスを除く)	(統合分類) 住宅引越サービス	←	(統合分類) 引越サービス
			(詳細分類) 住宅引越サービス		(詳細分類) 引越サービス
64 商品輸送サービス及び関連生産物	641 商品輸送サービス及び関連生産物	64101 商品輸送サービス	(統合分類) 引越サービス(住宅の引越を除く)	←	
			(詳細分類) 引越サービス(住宅の引越を除く)		

※ 統合分類及び詳細分類を分割する場合のそれぞれの分割例については、「資料 2-4 用途の類似性(需要側視点)に基づく分類体系の構築素案(統合分類・詳細分類の分割)」を参照のこと。

2 素案の作成において、統合分類の分割をしていない事例について

生産物分類の「その他」の分類項目などで、需要先の異なる生産物を一つにまとめているような場合については、NAPCSの大分類及び中分類に対応させる際、統合分類を細かく分割をすることも考えられるが、現時点では生産物分類の分類項目名称や当該項目に含まれる生産物の内容から、適切と考えられるNAPCSの一つの中分類に寄せて、対応させているところがある。

(例 1)

生産物分類		NAPCS 分類項目
分類項目名	説明・内容例示	案
(統合分類) その他の生活関連サービス		(大分類) 24 家庭用娯楽・レクリエーション・文化に関する生産物(家庭用 ヘット及び関連生産物を含む)
(詳細分類) その他の生活関連サービス	生活関連サービスのうち、 他に分類されないもの	(中分類) 241 家庭用娯楽・レクリエーション・文化に関する生産物
		↓
		分割試案
	(○例示) 易断・観相サービス ----->	(大分類) 24 家庭用娯楽・レクリエーション・文化に関する生産物(家庭用 ヘット及び関連生産物を含む) (中分類) 241 家庭用娯楽・レクリエーション・文化に関する生産物
	観光案内(通訳を伴う ガイドを除く)サービス ----->	(大分類) 31 レジャー、長距離旅行、観光旅行、宿泊に関する生産物 (中分類) 314 観光旅行サービス
	靴磨きサービス ----->	(大分類) 14 被服、履物、アクセサリー及び関連生産物 (中分類) 145 被服・履物・アクセサリーのクリーニング、手直し、修理サービス
	運転代行サービス ----->	(大分類) 27 自動車、軽量トラック、地域旅客運送サービス及び関連生産 物 (中分類) 272 地域輸送サービス
	鍵の解錠サービス ----->	(大分類) 17 住宅及び関連生産物 (中分類) 171 住居用建物及び関連生産物

《上記 1 及び 2 を踏まえた、需要側視点による分類項目設定の考え方について》

生産物分類における統合分類は、以下の基本的な考え方に基づき区分がされている。

<p>ア 生産物の用途又は質が異なり、かつ、報告者における「事業者向け」と「一般消費者向け」の回答可能性が高いもの ⇒ 統合分類で区分</p> <p>イ 生産物の用途又は質は異なるが、報告者における「事業者向け」と「一般消費者向け」の回答可能性が低いもの ⇒ (ア) 国民経済計算、産業連関表及び S U T の推計上の必要性、(イ) 政策上又は研究上のニーズ、(ウ) 国際比較可能性及び (エ) 売上高、生産額等の規模を勘案して、統合分類又は詳細分類で区分</p>

このように、生産物分類で統合分類を区分するにあたっては、すでに様々な要素を考慮して設定を行っているところである。今回、上記 1 のように生産物分類を NAPCS の大分類及び中分類に対応させるに際しても、すでに設定された統合分類を分割することについては慎重であるべきと考える。

3 N A P C Sの小分類への対応の必要性について

今後、N A P C Sとの対応付けを行う製造業分野の生産物分類については、N A P C Sの中分類レベルで対応付けを行うと、分類としてはかなり粗くなると考えられるため、小分類レベルで対応付けを行うことが望ましいと考えられる。

(例2) N A P C Sの大分類 67 の分類構成

大分類	中分類	小分類
67 生産向け材料・消耗品及び関連生産物(食品製造及びサービスに投入する加工食品・飲料を除く)	671 生産向け材料・消耗品(食品製造及びサービスに投入する加工食品・飲料を除く)	67101 食品製造及び食品サービスのための材料・消耗品(食品製造及びサービスに投入する加工食品・飲料を除く)
		67102 タバコ製造のための材料及び消耗品
		67103 織物工場のための材料及び消耗品
		67104 被服、皮革、履物、その他の織物製造のための材料及び消耗品
		67105 軟材・硬材の丸太
		⋮
		67121 他に分類されない各種材料及び消耗品

しかし、このようなN A P C Sの小分類レベルでの対応付けを、現在先行して整理している財分野(製造業及び卸売業、小売業を除く産業分野)及びサービス分野の生産物分類に対しても行おうとすると、ここでも生産物分類の統合分類を分割する必要が生じてしまう。現時点ではこの対象となる統合分類は13統合分類と想定され、これらを分割した場合には、33統合分類に増加することが想定されている。

以下の例は、N A P C Sの小分類ごとに生産物分類項目を対応付けると統合分類が3つに分かれることを示す。

(例3) 生産物分類 統合分類「米(粳付きのもの、玄米)」

NAPCS 分類項目		生産物分類	
		分類項目名	定義・内容例示
大分類	67 生産向け材料・消耗品及び関連生産物(食品製造及びサービスに投入する加工食品・飲料を除く)	(統合分類) 米(粳付きのもの、玄米)	
中分類	671 生産向け材料・消耗品(食品製造及びサービスに投入する加工食品・飲料を除く)		
小分類	67101 食品製造及び食品サービスのための材料・消耗品(食品製造及びサービスに投入する加工食品・飲料を除く)	(詳細分類) 主食用米(酒造好適米を除く)	○主食用として用いることを想定して栽培される米(粳殻付きのもの、玄米) ×精米、米糠
		酒造好適米	○農産物規格規定(平成13年2月28日農林水産省告示第244号)において醸造用玄米と規定され、主に酒造用として栽培されることを想定した銘柄の米 ×加工用米
		加工用米・米粉用米	○酒、加工米飯、味噌、米菓及び米粉等に加工することを想定して栽培される米
		輸出用米	○輸出されることを想定して栽培される米
	67118 各種製造のための材料及び消耗品	その他の米	○食用に適さない米、バイオエタノール原料米 ×WCS用稲、種粳
67119 農業・芝生・造園サービスのための材料及び消耗品	飼料用米	○飼料に用いることを想定して栽培される米 ×WCS用稲	

※ なお、資料2-2及び資料2-3における生産物分類とN A P C Sの小分類との対応付けについては、事務局内でもまだ作業の初期段階の状態であり、今後、更に内容の確認を行っていく必要があると考えている。

《上記3を踏まえた、需要側視点による分類項目設定の考え方について》

上記3の対象となる統合分類は13統合分類であるが、これらは例3の場合と同様に、すべてNAPCSの同じ中分類に対応しており、NAPCSの大分類をまたがることはないため、需要先は一つである（中分類671の場合は事業者）。したがって、これらの13統合分類については、以下の例4のように小分類を独自に設定することで、NAPCSの中分類に対応させ、単一の需要先を維持した上で生産物分類の統合分類の分割を避けることが可能であると考えられる。

（例4）小分類の独自の設定例について

NAPCS 分類項目		生産物分類	
		分類項目名	定義・内容例示
大分類	67 生産向け材料・消耗品及び関連生産物（食品製造及びサービスに投入する加工食品・飲料を除く）	（統合分類） 米（粳付きのもの、玄米）	○主食用として用いることを想定して栽培される米（粳殻付きのもの、玄米） ×精米、米糠 ○農産物規格規定（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）において醸造用玄米と規定され、主に酒造用として栽培されることを想定した銘柄の米 ×加工用米 ○酒、加工米飯、味噌、米菓及び米粉等に加工することを想定して栽培される米 ○輸出されることを想定して栽培される米 ○食用に適さない米、バイオエタノール原料米 ×WCS用稲、種粳 ○飼料に用いることを想定して栽培される米 ×WCS用稲
中分類	671 生産向け材料・消耗品（食品製造及びサービスに投入する加工食品・飲料を除く）	（詳細分類） 主食用米（酒造好適米を除く）	
小分類	67122 米（粳付きのもの、玄米）	酒造好適米	
	※ NAPCSの小分類は「67121」までであるため、分類番号は <u>続きの番号を使用</u> 。小分類名称は、「 <u>統合分類名称</u> 」をそのまま使用。	加工用米・米粉用米 輸出用米 その他の米 飼料用米	

〔資料2-2から2-4におけるその他の説明事項〕

1 生産物分類の分類項目名称の修正

- (1) 生産物分類の統合分類を分割した際には、必要に応じて、分類項目名称の修正を行っている。
- (2) サービス分野の生産物分類を設定した際に、統合分類として設定した「その他」の分類項目内の、さらに詳細分類の「その他」の分類項目の名称付けのルールが日本標準産業分類などとは異なっていたため、微修正を行っている。

（例）

生産物分類	
現時点	修正案
（統合分類） その他の農産物	（統合分類） その他の農産物
（詳細分類） 他に分類されない <u>その他</u> の農産物	（詳細分類） 他に分類されない農産物

2 「知的財産のオリジナル」の整理について

生産物分類で設定した「知的財産のオリジナル」については、NAPCSでは分類の

対象とはなっていないため、対応する分類項目はないが、NAPCSの大分類「知的財産及び関連生産物」に、便宜、中分類「54X 知的財産物のオリジナル」という分類項目を設定して対応付けを行っている。これで問題がなければ、NAPCSの中分類番号は、541 から 545 までの番号設定がされているため、それ以外の番号で設定を行うこととしたい。

3 「補助金、寄付金等【R】」について

生産物分類で設定した「補助金、寄付金等【R】」については、生産物には含まれないが生産物に関連して把握が必要な収入項目であるため、NAPCSとの対応付けは行っていない。

4 日本標準産業分類との関係について

生産物分類の各項目に対応する日本標準産業分類の分類番号についても、資料2-2から資料2-4において明記をしている。